

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第530号ないし同第532号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第22号ないし同第24号）

事件名：「開示決定された発達障害の有無を判定するための判定資料（事務次官通知に示されたICD-10によるもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

「開示決定された精神障害者手帳を保有している学習障害者の判定手続が記載されている文書」の不開示決定（不存在）に関する件

「開示決定されたおもな発達障害の診断基準」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4332号、同第4334号及び同第4335号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各開示請求に係る対象文書等について

本件各開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）についてなされたものである。

本件各開示請求については、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）において該当文書は保有しておらず、作成していないため、不存在不開示となるところ、審査請求人に対し、不存在不開示で

ある旨を示し、不存在不開示以外の要望を確認するため、補正を依頼したが、応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる、不開示決定としたところ、審査請求人から、各不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

2 各不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る各開示請求について、特定課では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する文書は存在しない。

なお、各不開示決定を行うに当たっては、平成28年2月19日に補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

さらに、本件各諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第530号ないし同第532号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成30年4月9日 審議（同上）
- ④ 同月23日 平成29年（行情）諮問第530号ないし同第532号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有

無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、開示決定された①発達障害の有無を判定するための判定資料（事務次官通知に示されたICD-10によるもの）、②精神障害者手帳を保有している学習障害者の判定手続が記載されている文書及び③主な発達障害の診断基準に係る文書の開示を求めるものであるところ、文部科学省では、開示決定等の取りまとめを行っているのは総務課情報公開窓口であり、学習障害者及び発達障害者を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援の充実に係る施策を担当しているのは特定課であるため、本件対象文書を保有する可能性があるのは総務課情報公開窓口及び特定課のみである。

イ 総務課情報公開窓口及び特定課において、当該請求に関連すると考えられる開示決定に係る文書の検索を行政文書ファイル管理簿にて行うとともに、総務課情報公開窓口及び特定課の執務室・書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

また、諮問に際して、改めて行政文書ファイル管理簿を検索するとともに、総務課情報公開窓口及び特定課の執務室・書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書1ないし文書3を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 開示決定された発達障害の有無を判定するための判定資料（事務次官通知に示されたICD-10によるもの）

文書2 開示決定された精神障害者手帳を保有している学習障害者の判定手続が記載されている文書

文書3 開示決定された主な発達障害の診断基準